

答申第64号

情報公開 答申 第64号

答申第64号

平成12年11月2日

神奈川県教育委員会委員長 牧野 カツコ 殿

神奈川県公文書公開審査会 会長 堀部 政男

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成10年12月28日付けで諮問された神奈川県立高等学校事故報告書一部非公開の件（諮問第75号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

神奈川県立高等学校事故報告書の実施機関が非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分は、公開すべきである

2 異議申立人の主張要旨

（1）異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、神奈川県立高等学校（以下「当該高校」という。）において、平成8年12月6日に起きた生徒間の暴力行為（以下「本件暴力行為」という。）に関して当該高校が作成した事故報告書及びそれに添付された本件暴力行為の経過等が記載された文書（以下「本件公文書」という。）のうち、生徒氏名・年齢・性別、生徒の心身の状況、生徒への事情聴取内容及び指導措置内容並びに関係者の発言内容を平成10年10月9日付けで神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

（2）異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、教育委員会が非公開とした情報のうち、生徒の氏名等真のプライバシー情報を除く部分は、神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例（以下、原則として「条例」という。）第5条第1項第1号に該当せず、また、条例第5条第1項第5号に該当するという教育委員会の説明は、漠然としていて非公開理由とはならないので、本件非公開処分は条例の解釈及び運用を誤った違法、不当なものだということである。

ア 条例第5条第1項第1号該当の点について

（ア）教育委員会は、非公開理由説明書において、「指導内容」や「特別指導」という表現を使用しているが、原処分通知における非公開部分

の概要においてはいずれの表現も用いられていない。非公開を主張する文書が明確でないということは、非公開理由そのものが明確でないことを意味するとともに、概念をあいまいに使用することは、非公開理由の具体性が稀薄であることを意味する。

(イ) 教育委員会は、非公開情報を生徒の心身の状況、生徒への事情聴取内容、生徒への指導措置内容、関係者の発言内容というように並列的に列挙し、その非公開理由も「個人の思想、信条を述べた個人に関する情報」、「特定の個人が識別され、又は識別され得る」、「個人にとって最も知られたくない情報」というように並列的に主張している。しかし、この主張方法は前者と後者の対応関係及び論理関係が不明確であり、説明的とは言えない。

強引な主張により非公開理由を構成しようとする態度は、異義申立人の正当な反論の機会を奪う役割を果たすものであり、公正でない。明確に非公開理由を立証すべきである。

(ウ) また、指導措置内容は、同じクラスの生徒にとっては容易に又は推測して知ることができる情報であり、プライバシー性の低い個人情報とすることができるが、本来、個人情報の公開・非公開は、第三者調査を踏まえて、基本的には本人が決めることであり、何がプライバシーかは、当該本人の意見を尊重しながら、個別の事例について、常識的な判断をすべきである。

(エ) 学校の事件・事故に係る情報については、当該学校の教員のみで抱え込まずに、学校の実態情報として可能な限り広く公開することが、事件・事故の適切な事後対応と再発防止につながると考える。生徒に対する指導措置情報についても、広く公開することで、措置権限を持つ教員の説明責任を社会的に全うすることになり、また、指導措置の意思決定における適正手続と公正な判断の確保につながる。

イ 条例第5条第1項第5号該当の点について

(ア) 教育委員会は、本件暴力行為を「特異な事故」としているが、基本的には生徒の暴力事件の範疇のものであり、決して特異なものではなく、他の生徒暴力事件と区別すべき特別の性質と内容は存在しない。

(イ) 教育委員会は、本件公文書は神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（以下「管理運営規則」という。）第34条の規定によって、当該高校の校長から教育長に提出された「生徒指導に関する文書」であるとして、条例第5条第1項第5号に該当するとしているが、本件公文書の基本的な性格は、学校の事件、事故報告書であることは明白である。

(ウ) また、教育委員会は、本件公文書に係る情報は「他人に公開されないことを前提にはじめて得られた情報」とであると説明しているが、「他人に公開しない情報」であれば、真の意味で本件報告書に記述されることは絶対にあり得ない。

(エ) 学校における生徒指導に関する情報や学校運営に関する情報は、一般的に、親・県民の関心が高い情報であり、公開されるべきものであるが、教育委員会は、これらの情報が公開されると「無難で形骸化さ

れた生徒指導に終始する傾向が強くなる」と主張する。しかし、この主張は外部から批判を受けるおそれからの反発と考えられ、情報公開に伴う外部批判を一切拒絶しようとするものである。外部の批判や誤解に対しては、閉鎖主義で対応するのではなく、説明責任を全うしようとする姿勢が求められる。

(オ) さらに、教育委員会は、本件非公開情報を公開すると、「人間形成という教育本来の目的が著しく損なわれる」と主張するが、ここにも無意識的に閉鎖主義が顔を出している。学校や教員だけが、子どもの「人間形成」への営みを抱え込まなければならない理由はなく、そもそも、子どもは社会が生み、社会が育てるものである。

(カ) 以上の点から、条例第5条第1項第5号には該当しない。

3 実施機関（教育庁教育部高校教育課）の説明要旨

実施機関が本件公文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件公文書の概要等について

管理運営規則第34条では、「校長は、職員又は生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育長に連絡するとともに、文書をもって報告しなければならない」とされている。本件公文書は、本件暴力行為に関して、当該高校の校長から教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出された事故報告書である。

(2) 条例第5条第1項第1号該当性について

ア 本件のような暴力行為は、日常の学校生活の中でも特異なものであり、指導措置内容を公開すると、その内容から特定の個人が識別されるとともに特別指導の事実とその個人名が広く知れ渡り、該当者のプライバシーが著しく侵害され、結果として本人の社会生活に様々な不利益を与えることになる。

イ また、生徒の心身の状況、生徒への事情聴取内容及び指導措置内容、関係者の発言内容は、思想、信条を述べた個人情報であり、個人にとって最も知られたくない情報である。

条例第2条においてもプライバシーに対する最大限の配慮を規定していることを考えると、条例第5条第1項第1号を適用し、非公開とすることが妥当である。

(3) 条例第5条第1項第1号ただし書該当性について

ア 本件公文書は、何人でも法令の規定により閲覧することができることとされている情報にも、公表することを目的として作成し、又は取得した情報にも該当しない。また、法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるものにも該当しない。

イ したがって、本件公文書は、条例第5条第1項第1号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 条例第5条第1項第5号該当性について

ア 本件公文書には、事故発生の事実経過のほか、暴力行為に係る生徒に対する指導内容も記載され、報告されている。生徒への指導措置内容は、

生徒の日常の言動、事故に対する反省の状況や家庭環境等を考慮しながら、当該高校の生徒指導方針に基づいて、教育的見地から総合的に判断し決定するものである。

イ また、生徒からの事情聴取内容及び関係者の発言内容は、指導に当たる教職員との信頼関係の中で他人に公開されないことを前提としてはじめて得られた情報であり、これらの情報を公開すると、教育指導上最も大切な教師と生徒及び保護者との信頼関係が損なわれ、無難で形骸化された生徒指導に終始する傾向が強くなることは、十分想定される。その結果、人間形成という教育本来の目的が著しく損なわれると考えられ、今後も反復、継続される公正で適切な生徒指導の円滑な実施を著しく困難にし、教育活動全般に重大な支障を来すおそれがある。

ウ 以上のことから、生徒からの事情聴取内容及び指導措置内容並びに関係者の発言内容は、条例第5条第1項第5号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 答申するに当たっての適用条例の考え方

神奈川県情報公開条例が平成12年3月28日に公布され、平成12年4月1日に施行されたが、本諮問案件は神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例（昭和57年神奈川県条例第42号）に基づきなされた処分であるので、当審査会としては、当該条例に基づき本諮問案件を審議することとする。

(2) 本件公文書について

ア 管理運営規則第34条では、「校長は、職員又は生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育長に連絡するとともに、文書をもって報告しなければならない」とされている。本件事故報告書は、本件暴力行為に関して、当該高校の校長から教育長に提出された事故報告書である。

イ 本件公文書には、事故の種類、事故に係る生徒の氏名・性別・学年等、事故発生の日時、場所、被害者及び被害状況が記載され、また、事故発生の経過、事故発生後の措置については、生徒に対する指導措置の内容を含めて別紙を用い詳細に記載されていることが認められる。

(3) 条例第5条第1項第1号本文該当性について

ア 条例第5条第1項第1号は、個人を尊重する観点から、知る権利の保障と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

そして、同号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

イ 本件公文書には、本件暴力行為に係る生徒・保護者の氏名、生徒に対

する指導措置の内容、生徒・保護者・関係者及び教師の言動や行動が記載されている。これらの情報は、明らかに個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、条例第5条第1項第1号本文に該当すると判断する。

ウ なお、異議申立人は、指導措置内容は同じクラスの生徒にとっては容易に又は推測して知ることができる情報であり、プライバシー性の低い個人情報であると主張するが、条例第5条第1項第1号は特定の個人が識別され、又は識別され得るものを非公開とすることができることと規定しており、プライバシー性の低い個人情報であったとしてもそれをもって公開すべき情報であると解釈することはできない。また、情報公開請求が誰に対しても保障されている趣旨にかんがみると、一部関係者にとっては容易に又は推測して知ることができる情報であったとしても、それをもって公開すべきという異議申立人の主張は、とることができない。

本件暴力行為が、実施機関が主張するとおり「特異な事故」であるか、又は、異議申立人が主張するとおり「生徒の暴力事件」であるかどうかにかかわらず、当該指導措置内容を公開すると、特定の個人が識別されるのは明らかであることから、条例第5条第1項第1号に該当すると判断する。

さらに、異議申立人は、個人情報の公開・非公開の決定に当たっては、第三者調査を行い、当該第三者の意見を尊重した上で、常識的な判断をすべきであると主張するが、第三者調査は、実施機関が非公開情報の基準に照らして公開しようとした情報について調査するものであり、個人情報のすべてについてプライバシーを放棄するかどうかを調査するものではない。

(4) 条例第5条第1項第1号ただし書該当性について

ア 条例第5条第1項第1号ただし書は、個人情報であっても、例外的に公開できる情報について規定している。

イ 条例第5条第1項第1号ただし書ア該当性について

条例第5条第1項第1号ただし書アは、「何人でも法令の規定により閲覧することができる」とされている情報」については公開することを規定している。

事故報告書については、閲覧できるとする法令の規定は存在しないので、本件公文書は、同号ただし書アには該当しないと判断する。

ウ 条例第5条第1項第1号ただし書イ該当性について

(ア) 条例第5条第1項第1号ただし書イは、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」については公開することを規定している。

ここでいう「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」は、広報誌等を通じて広く県民に積極的に周知する情報だけでなく、条例第2条が「公文書の閲覧及び公文書の写しの交付を求める権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする」と規定している趣旨から考えると、事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて提供するものを含むと解される。

(イ) 本件公文書は、本件暴力行為に係る生徒・保護者の氏名、生徒に対する指導措置の内容、生徒・保護者・関係者及び教師の言動等を主たる内容としており、当該高校の校長が本件暴力行為に関して教育委員会に報告するために作成したものである。したがって、一般的に、このような情報は「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」に該当するとは認められない。

しかし、本件公文書に記載された教師の言動等については、それが職務遂行上の情報であり、なおかつ、生徒・関係者の言動等を容易に推測することができないと認められる場合には、事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて提供するものに該当し、これについては公開すべきものとする。

エ 条例第5条第1項第1号ただし書ウ該当性について

(ア) 条例第5条第1項第1号ただし書ウは、「法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」については公開することを規定している。

(イ) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条では、「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取扱いその他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする」と規定しており、この規定に基づき、教育委員会は、管理運営規則を定めている。

(ウ) 本件公文書は、同規則第34条の規定に基づき、当該高校の校長が教育長に報告したものであり、同号ただし書ウに規定する「許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報」に該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第1項第5号該当性について

ア 条例第5条第1項第5号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」については、非公開とすることができるとしている。

この規定は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の円滑な実施を確保する観点から定められたものであり、同号前段は、本来公開にはなじまない性格を有する情報の典型例を示したものである。したがって、これらと同様の性格を有する情報も同号の対象となると解される。

イ 本件公文書について

(ア) 本件公文書のうち、生徒への指導措置内容、生徒及び関係者の言動等（教師の言動等の一部を除く。）については、前述のとおり条例第5条第1項第1号に該当すると判断したところであるが、実施機関はこれらの情報については条例第5条第1項第5号にも該当するとして

いるので、これについて検討する。

(イ) 生徒への指導措置内容、生徒及び関係者の言動については、時系列的に極めて詳細に記載されていると認められるが、これらの情報は、普遍的なものではなく本件事故特有の情報とみるべきであり、既に本件事故の当事者が卒業している現在では、公開したとしても、教師と生徒及び保護者との信頼関係を損うとは認められず、また、今後の公正で適切な生徒指導の円滑な実施を著しく困難にし、教育活動全般に重大な支障を来すおそれが生じるとも認められない。

したがって、本件公文書のうち、生徒への指導措置内容、生徒及び関係者の言動については、条例第5条第1項第5号に該当しないと判断する。

(6) 条例第5条第2項該当性について

ア 条例第5条第2項は、閲覧等の請求に係る公文書に、部分的に公開することができない情報が記録されている場合であっても、それらを容易に、かつ、公文書の閲覧又は写しの交付を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できる場合には、部分公開をしなければならないと規定している。

イ したがって、条例第5条第1項第1号本文に該当する情報であっても、個人の氏名、住所等を部分的に非公開とすると、結果的に特定の個人が識別され得なくなる場合があり、情報の性質によっては、特定の個人の氏名、住所等を非公開とし、その他の部分を公開にするという部分公開の方法をとることができる。

なお、この場合であっても、条例第2条が「個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない」と規定している趣旨にかんがみると、明らかに他人に知られたくないと認められるものについては、条例第5条第1項第1号を適用して非公開とすることが妥当である。

ウ これらを踏まえながら、当審査会は本件公文書の非公開部分を精査したところ、(4)ウ(イ)に述べたとおり、教師の言動等の一部については、部分公開が可能な部分があると判断できるので、別表に掲げる部分については条例第5条第2項を適用して部分公開すべきであると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

該当文書	該当行等
1 枚目	20行目 8文字目から22文字目まで

	25行目	14文字目から42文字目まで	45文字目から最後まで
	26行目	12文字目から28文字目まで	43文字目から最後まで
	27行目	1文字目から最後まで	
	36行目	13文字目から24文字目まで	
	37行目	1文字目から8文字目まで 20文字目から最後まで	11文字目から14文字目まで
	38行目	1文字目から23文字目まで	26文字目から最後まで
	39行目	1文字目から最後まで	
	41行目	23文字目から最後まで	
	42行目	1文字目から最後まで	
	45行目	1文字目から11文字目まで 36文字目から最後まで	14文字目から31文字目まで
	46行目	1文字目から11文字目まで	
2 枚目	4行目	1文字目から7文字目まで	10文字目から29文字目まで
	5行目	13文字目から最後まで	
	6行目	6文字目から28文字目まで	
	7行目	1文字目から20文字目まで	32文字目から最後まで
	8行目	1文字目から最後まで	
	9行目	1文字目から24文字目まで	
	17行目	1文字目から最後まで	

3 枚目	1 8 行目	1 文字目から 1 2 文字目まで	2 4 文字目から最後まで
	4 4 行目	1 文字目から最後まで	
	4 5 行目	1 文字目から最後まで	
	5 4 行目	1 文字目から 1 7 文字目まで	
	4 行目	1 文字目から 4 文字目まで	7 文字目から最後まで
	6 行目	1 文字目から最後まで	
	3 6 行目	4 文字目から 8 文字目まで	1 1 文字目から最後まで
	3 7 行目	1 文字目から 1 1 文字目まで	1 4 文字目から最後まで

備考 1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、「別紙 1」及び「以下新しい内容」については行数に数えない。

備考 2 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたものである。句読点及び記号等の標記も一文字として数えている。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成10.12.28	○諮問
11. 1.14	○実施機関に非公開理由説明書の提出を要求
11. 2.15	○非公開理由説明書の受理
11. 2.22	○異議申立人に非公開理由説明書の送付
11. 3.23	○異議申立人から非公開理由書に対する意見書を受理
11. 3.26	○実施機関に非公開理由説明書に対する意見書を送付

11.11.8 (第187回審査会)	○異議申立人から意見を聴取
12.7.18 (第1回部会)	○審議
12.8.14 (第2回部会)	○審議
12.9.4 (第3回部会)	○審議
12.10.16 (第195回審査会)	○審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

(平成11.4.1委嘱)

氏名	現職	備考
川島 志保	弁護士（横浜弁護士会所属）	
小早川 光郎	東京大学教授	会長職務代理者 部会員
小林 重敬	横浜国立大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	部会員
堀部 政男	中央大学教授	会長 (部会長を兼ねる)

[目次にもどる](#)

このページに関するお問い合わせ先

[政策局 政策部情報公開広聴課](#)

[政策局政策部情報公開広聴課へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[政策局 政策部情報公開広聴課](#)です。

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 045-210-1111（代表） 法人番号：1000020140007